

参考資料

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

・第108回 令和3年11月25日開催
(鳥取県経済対策会議 合同会議)

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第108回）・ 鳥取県経済対策会議 合同会議

- 日時：令和3年11月25日（木）午後3時30分から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、令和新時代創造本部、
交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、地域づくり推進部、福祉保健部、
子育て・人財局、生活環境部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育委員会
(テレビ会議参加)
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
【鳥取市保健所】 長井所長
【鳥取大学医学部】 景山教授（アドバイザー）
- 議題：
 - (1) コロナ対策について
 - (2) 国の経済対策の概要と本県の対応について
 - (3) その他

1

基本的対処方針のポイント

医療提供体制の強化等

- ・入院を必要とする者が迅速に病床又は臨時の医療施設等に受け入れられ、確実に入院につなげる体制を整備する。
- ・今後、感染力が2倍となった場合にも対応できるよう、今夏と比べて約3割増(約1万人増)の約3.7万人が入院できる体制を11月末までに構築する。
- ・自宅・宿泊療養者すべての方に、陽性判定当日ないし翌日に連絡をとり、健康観察や診療を実施できる体制を確保する。
- ・中和抗体薬を令和4年初頭までに約50万回分を確保する。
- ・経口薬を約60万回分確保する。（令和3年中に約20万回分、令和3年度中内にさらに約40万回分）
- ・感染拡大時に病床・施設を円滑に稼働させるため、都道府県の保健・医療提供体制確保計画において、医療人材派遣について協力可能な医療機関数、派遣者数を具体化するとともに、人材確保・配置調整等を一元的に担う体制を構築する。
- ・医療体制の稼働状況をG-MISやレセプトデータ等を活用して徹底的に「見える化」する。
- ・12月以降も、若年層を含め1・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。
- ・2回目接種完了から原則8カ月以上経過した方が追加接種を受けられるよう体制を確保する。

2

緊急事態宣言等の発出・解除の考え方

| | 発出(実施)の考え方 | 解除(終了)の考え方 |
|------------|---|---|
| 緊急事態宣言 | <ul style="list-style-type: none"> レベル3相当の地域の状況等を踏まえ、全国的かつ急速なまん延により甚大な影響を及ぼすおそれがある | <ul style="list-style-type: none"> 措置区域がレベル2相当になっている |
| まん延防止等重点措置 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県がレベル3相当 都道府県がレベル2相当だが、特定区域の感染が拡大し、都道府県全域に感染が拡大するおそれがある | <ul style="list-style-type: none"> 措置区域の感染状況が都道府県全域に感染を拡大させるおそれがない水準になっている |

飲食店に対する制限等

| 区域 | 内容 |
|--------------|--|
| 緊急事態措置区域 | <p>酒類又はカラオケを提供する飲食店等に対して休業要請、それ以外の飲食店に対して営業時間短縮要請(20時まで)</p> <p>➡認証店は21時まで、酒類提供可</p> <p>➡ワクチン検査パッケージ制度適用でカラオケ提供可(収容率50%)</p> <p>利用者に対し同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請</p> <p>➡ワクチン検査パッケージ制度適用で5人以上も可(下記区域に共通)</p> |
| まん延防止等重点措置区域 | <p>営業時間短縮要請(20時まで)、酒類提供を行わないよう要請</p> <p>➡認証店は21時まで、酒類提供可</p> |
| 上記以外区域 | 感染拡大の傾向がみられる場合、営業時間短縮要請(認証店以外は20時まで、認証店には要請を行わないことを基本) |

3

イベント等の開催制限

| 区域 | 内容 |
|--------------|--|
| 緊急事態措置区域 | <p>人数上限5,000人かつ収容率50%(大声あり)・100%(大声なし)</p> <p>➡「感染防止安全計画」(大声なしに限る)を策定した場合、人数上限10,000人まで</p> <p>➡さらにワクチン検査パッケージ制度適用で、人数上限を収容定員まで可</p> |
| まん延防止等重点措置区域 | <p>同上</p> <p>➡「感染防止安全計画」(大声なしに限る)を策定した場合、人数上限20,000人まで</p> <p>➡さらにワクチン検査パッケージ制度適用で、人数上限を収容定員まで可</p> |
| 上記以外区域 | <p>人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方</p> <p>かつ収容率50%(大声あり)・100%(大声なし)</p> <p>➡「感染防止安全計画」(大声なしに限る)を策定した場合、人数上限は収容定員まで</p> |

外出・移動

| 区域 | 内容 |
|--------------|--|
| 緊急事態措置区域 | <ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所や感染リスクが高い場所等への外出・移動自粛 不要不急の都道府県間の移動は極力控える <p>➡ワクチン検査パッケージ制度の適用者はその対象としないことを基本</p> |
| まん延防止等重点措置区域 | <ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所や感染リスクが高い場所等への外出・移動自粛 不要不急の都道府県間の移動(特に緊急事態措置区域)は極力控える <p>➡ワクチン検査パッケージ制度の適用者はその対象としないことを基本</p> |
| 上記以外区域 | <ul style="list-style-type: none"> 帰省や旅行等都道府県をまたぐ移動は、基本的な感染防止策を徹底 上記区域への不要不急の移動は極力控える <p>➡ワクチン検査パッケージ制度の適用者はその対象としないことを基本</p> |

4

「ワクチン・検査パッケージ制度」の概要

- 第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ等を活用し、感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるように取り組むものとする。
- ただし感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合には、政府・都道府県の判断で、ワクチン・検査パッケージ等を適用せず、強い行動制限を要請する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)より

(定義・要件)

- ✓ 飲食店やイベント主催者等が、利用者の「ワクチン接種歴」や「検査結果の陰性」のいずれかを確認することにより、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等で課せられる行動制限を緩和。
- ✓ 適用を受けようとする事業者は県に登録する。

(確認内容)

- ✓ ワクチン接種歴 ……接種済証等(接種証明書、接種記録書を含む／接種済証等を撮影した画像も可)
- ✓ 検査結果 ……民間検査機関等の「陰性」結果通知(PCR検査又は抗原定性検査)
【有効期限】
PCR⇒検体採取より3日以内、抗原定性⇒検体採取より1日以内

(適用範囲)

飲 食

第三者認証店における利用者の人数制限の緩和(人数制限なし)

イ ベ ン ト

感染防止安全計画を策定した場合、収容人数緩和(収容定員まで可)

人 の 移 動

不要不急の県を跨ぐ人の移動について国として自粛要請の対象に含めない

そ の 他

学校等の活動には「ワクチン・検査パッケージ制度」は適用しない。

民間事業者が自社サービスに「ワクチン・検査パッケージ」を活用することは原則、自由

5

PCR等検査の無料化

- 政府は、都道府県が健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、ワクチン・検査パッケージ等の検査を令和4年3月末まで無料とできるよう支援を行う。
- また、政府は感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県の判断により、ワクチン接種者を含め感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできるよう支援を行う。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)より

健康理由等でワクチン接種できない者への無料検査

目 的 > **ワクチン・検査パッケージ等に必要な検査**の無料化
(PCR検査等・抗原定性検査)

対 象 者 > **健康理由等でワクチン接種できない者**(12歳未満の子ども含む)

そ の 他 > **令和4年3月末まで実施**

感染拡大傾向時の無料検査

目 的 > 感染拡大傾向時に、県が特措法第24条9項に基づき、**県民に対し検査受検を要請する場合の検査を無料化**

対 象 者 > 感染不安を感じる**無症状の県民(ワクチン接種者含む)**
※有症状者は医療機関等で行政検査を実施

明日26日の国補正予算の閣議決定後、詳細が国から示される見込み

6

政府分科会が示す新たな指標の 【暫定運用】本県のレベル移行判断目安

| | | 新指標 | |
|------|---|---|--|
| レベル | 状況 | 本県におけるレベル移行判断目安 ※専門家の意見を踏まえ総合的に判断 | |
| レベル0 | ・新規陽性者数ゼロを維持 | | |
| レベル1 | ・安定的に一般医療が確保 ・コロナ医療も対応可能 | | |
| レベル2 | ・新規陽性者数が増加傾向 ・一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができている | <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規陽性者数 10万人あたり10人/週 (実数約55人) ■ 最大確保病床数使用率15% ■ 予測ツール等で試算した3週間後の必要病床数が最大確保病床数50%に達する場合 | |
| レベル3 | ・一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない | <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規陽性者数 10万人あたり30人/週 (実数約170人) ■ 最大確保病床数使用率50% ■ 重症病床数使用率50% ■ 予測ツール等で試算した3週間後の必要病床数が最大確保病床数に達する場合 | |
| レベル4 | ・一般医療を大きく制限しても、コロナ医療に対応できない | <ul style="list-style-type: none"> ■ 新規陽性者数 10万人あたり50人/週 (実数約280人) ■ 最大確保病床使用率80% ■ 療養者数が最大確保病床数と宿泊療養施設の計を上回っている場合 | |

鳥取県版新型コロナ警報
発令基準【暫定運用】
※圏域ごとに基準に達した時発令

注意報(警戒情報の1/2)
東部10人・中部5人・西部10人/週
(10万人あたり約4人/週)

警戒情報(警報の1/3)
東部20人・中部10人・西部20人/週
(10万人あたり約8人/週)
現時点確保病床稼働率15%

警報
東部55人・中部25人・西部55人/週
(10万人あたり約25人/週)
現時点確保病床稼働率25%

特別警報
東部70人・中部30人・西部70人/週
(10万人あたり約30人/週)
現時点確保病床稼働率50%

7

【暫定運用】本県のレベル移行に沿った措置・要請①

| 区分 | 基本的な考え方 | 活動制限 | |
|---------------------------------------|---|--|--|
| | | 個人 | 事業者 |
| レベル1 | ○感染対策の徹底 | ○各自の感染対策の徹底 ・手洗い励行、マスク着用、換気の徹底 ○都道府県の移動に際しては基本的な感染防止対策を徹底 等 | ○症状がある場合の休暇取得・受診促進のための環境整備 |
| レベル2 (1) | ○協力依頼、要請 | ○感染拡大を予防する事項の呼びかけ等 ・手洗い励行、マスク着用、換気の徹底、症状がある場合の受診促進 等 | ○在宅勤務、時差出勤等の検討 |
| レベル2 (2) (新型コロナ警報が「警報」相当となつた場合) | ○より強い協力依頼 ○県クラスター一対策条例、特措法第24条第9項による要請 ○エリアを限定したまん延防等重点措置の検討 等 | ○感染リスクの高い行動回避の呼びかけ等 ○不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態宣言地域等感染拡大地域との往来自粛(ワクチン・検査パッケージ制度は適用)等 | ○在宅勤務、時差出勤等の推進 |
| レベル3 | ○さらに強い呼びかけ ○まん延防止等重点措置・緊急事態制限の検討 ○県クラスター一対策条例、特措法第31条の6、第45条も発動 ○ワクチン・検査パッケージ制度停止の検討 等 | ○クラスターが生じている場所、感染リスクの高い場所など、状況に応じて外出自粛 ○不要不急の帰省や旅行等、都道府県間の移動自粛(ワクチン・検査パッケージ制度の停止について検討) 等 | ○在宅勤務、時差出勤の取組を実施 等 |
| レベル4 | ○強力な制限 ○緊急事態制限の実施 ○特措法第45条も発動 ○ワクチン・検査パッケージ制度の停止 等 | ○外出自粛を含めたより強い要請(ワクチン・検査パッケージ制度の停止) | ○出勤者数の削減、休暇取得の促進を要請 ○在宅勤務、時差出勤の取組を強力に要請 等 |

※この指針は目安であり、感染状況等に応じて前倒しして対策を検討していく

8

【暫定運用】 本県のレベル移行に沿った措置・要請②

| 区分 | 活動制限 | |
|---------------------------------------|--|--|
| | 飲食店 | イベント |
| レベル1 | ○認証店の定期巡回 ○ガイドラインの遵守の徹底 | ○5,000人超のイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントのチェックリストの作成、県に提出 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ガイドラインの遵守の徹底 |
| レベル2 (1) | ○認証店の感染防止対策状況の自己点検、相互点検の実施 | ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検 |
| レベル2 (2) (新型コロナ警報が「警報」相当となつた場合) | ○営業時間短縮要請等の検討 ○緊急点検 | ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検 |
| レベル3 | ○営業時間短縮要請等の検討 ○酒類提供の禁止の検討（認証店は酒類提供可） ○カラオケの提供中止の要請を検討 ○巡回指導 | ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検 (ワクチン・検査パッケージ制度の停止について検討) |
| レベル4 | ○営業時間短縮要請 ○酒類提供の禁止の検討 ○カラオケの提供中止の要請 ○巡回指導 | ○1,000人以上又はライブ演奏等を伴うイベントの感染防止安全計画策定、県に提出 ○1,000人以上、ライブ演奏等を伴うイベントの事前点検 ○上記以外のイベントは、チェックリストを作成、自ら公表 ○ライブ演奏等を伴う飲食店の巡回点検 (ワクチン・検査パッケージの停止) 9 |

【暫定運用】 本県のレベル移行に沿った措置・要請③

| 区分 | 活動制限 | 医療強化 | | |
|---------------------------------------|---|----------------------|---|-------|
| | | 学校 | 保健所 | 医療・福祉 |
| レベル1 | ○現行の感染対策を徹底 ・通常登校、通常授業 ・部活動は、感染対策を徹底して実施 | ○応援体制強化準備 | ○病床確保の準備 ○施設内感染対策の確認 等 | |
| レベル2 (1) | ○感染対策のより一層の徹底 ・通常登校、通常授業 ・県外活動は、行き先の感染状況に応じて対応 ・県外校との練習試合は感染対策をより一層徹底して実施 | ○保健所業務コロナ応援体制を実施 | ○鳥取方式+α実施 ○病床を段階的に確保 | |
| レベル2 (2) (新型コロナ警報が「警報」相当となつた場合) | ○必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限 ・分散登校及びオンライン授業等の準備 ・修学旅行、県内の泊を伴う行事は中止又は延期 ・部活動の活動時間短縮 ・宿泊を伴う合宿、県外校との練習試合等の禁止 | ○保健所業務コロナ応援体制(増員)を実施 | ○鳥取方式+α実施 ○病床を段階的に確保 ○施設内感染対策の徹底 等 | |
| レベル3 | ○教育活動の制限 ・臨時休業又は分散登校 ・オンライン授業等の実施 ・校外行事の中止又は延期（リモート形式可） ・部活動の対外試合禁止 ・部活動の活動日の制限、中止 | ○コロナ優先体制で全庁でバックアップ | ○鳥取方式+α実施 ○病床の更なる確保 ○施設への医療人材の派遣 ○一般医療の制限 等 | |
| レベル4 | ○教育活動の中止、休業 ・臨時休業 ・オンライン授業等の実施 ・学校行事の中止又は延期（リモート形式は可） ・全ての部活動を中止 | ○コロナ優先体制で全庁でバックアップ | ○鳥取方式+α実施 ○病床の更なる確保 ○施設への医療人材の派遣 等 ○一般医療の更なる制限 等 | |

新「鳥取県版 新型コロナ警報」暫定運用（11/17～）

- ・政府のステージからレベルへの基準変更を考慮
- ・ワクチンや抗体医薬の発症・重症化抑制効果や施設等の基本的な感染防止対策の浸透を反映

The diagram illustrates the transition from the 'Old Indicator System' (旧指標) to the 'New Indicator System (Draft Version)' (新指標(暫定版)).

| 区分 | | 注意報 | 警報 | 特別警報 |
|----------|-------------|-----------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 指標 運用 | ①新規陽性患者数 | 東部 1人/週、中部 1人/週、 西部 1人/週 | 東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週 | |
| | ②現時点確保病床稼働率 | — | 圏域ごとに稼働率 15%超 | 圏域ごとに稼働率 50%超 |
| | ③入院率 | — | 圏域ごとに40%未満 | 圏域ごとに25%未満 |
| 発令 | | 圏域単位で発令 | | |
| 発令の目安 | | ①の基準に達した日 | ①かつ②または③が基準に達した日 | ②または③が基準に達した日 |
| 解除の目安 | | ①の基準を下回った日の翌日 | ①②③がいずれも基準を下回った日の翌日 | ②の基準を下回るとともに、③の基準を上回った日の翌日 |

| 区分 | | 注意報 | 警戒情報 | 警報 | 特別警報 |
|----------|-----------------------|---|--|---|---|
| 指標 運用 | ①新規陽性患者数 | 東部 10人/週 中部 5人/週 西部 10人/週 (10万人あたり約4人/週) | 東部 20人/週 中部 10人/週 西部 20人/週 (10万人あたり約8人/週) | 東部 55人/週 中部 25人/週 西部 55人/週 (10万人あたり約25人/週) | 東部 70人/週 中部 30人/週 西部 70人/週 (10万人あたり約30人/週) |
| | ②現時点確保病床稼働率 | — | 圏域ごとに稼働率 15%超 | 圏域ごとに稼働率 25%超 | 圏域ごとに稼働率 50%超 |
| | ③予測ツールによる3週間後の確保病床稼働率 | 圏域ごとに稼働率 15%超 | 圏域ごとに稼働率 25%超 | 圏域ごとに稼働率 50%超 | — |
| 発令 | | 圏域単位で発令 | | | |
| 発令の目安 | | ①②③のいずれかの基準に達した時 | | | |
| 解除の目安 | | ②を下回った日の翌日 (①が下方傾向にあることが前提) | | | |

11

感染警戒地域の見直しについて

政府のステージからレベルへの基準変更、新「鳥取県版 新型コロナ警報」の暫定運用開始等を踏まえ、感染が拡大している地域との往来の警戒を呼び掛ける「感染警戒地域」の見直しを行う。

見直し(案)

※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数

| 区分 | | 基準※ |
|----|---------------|------------|
| 現行 | 感染散発地域(I) | ~2.0人 |
| | 感染留意地域(II) | 2.0~5.0人 |
| | 感染注意地域(III) | 5.0~10.0人 |
| | 感染流行警戒地域(IV) | 10.0~15.0人 |
| | 感染流行厳重警戒地域(V) | 15.0人~ |



| 区分 | | 基準※ |
|-------|---------------------------|------------|
| 改正(案) | 感染散発地域(I) …レベル0~1相当 | ~10.0人 |
| | 感染注意地域(II) …レベル2相当 | 10.0~30.0人 |
| | 感染流行警戒地域(III) …レベル3相当 | 30.0~50.0人 |
| | 感染流行厳重警戒地域(IV) …レベル4相当 | 50.0人~ |

12

第6波に向けた医療提供体制の強化 ①

病床確保

➤ 第6波の想定入院者数に対応できる病床数を確保済

[今夏ピーク] 180人 → [想定入院者数] 243人(1.35倍) < [最大確保病床数] 337床
※病床稼働率80%(270床)でも対応可能

⇒ 最終フェーズの緊急的な対応病床としてさらに8床追加（345床に増床見込）

⇒ 更に臨時医療施設を活用して350床を目指す

臨時医療施設

➤ 鳥取方式+a移行時は各圏域の宿泊療養施設内に診療所を開設

(対象患者) ①発熱や脱水等の症状がある宿泊・在宅療養者（入院までの必要がない場合）

②中和抗体薬の投与候補者

③その他メディカルチェックセンター受診結果を踏まえ保健所長が適当と判断する者

(医療行為)点滴治療、中和抗体薬の投与、血液検査等

(人員配置) [医師] 1名（夜間オーソンコール）、[看護師]常時 1名

⇒ 入院医療体制を補完し、宿泊・在宅療養者向け外来診療機関としても機能

圏域外入院・宿泊療養調整(療養先コーディネートセンター(仮称)の新設)

➤ 入院だけでなく宿泊療養も圏域を跨ぐ調整が必要な場合は本庁で一元管理

・入院医療トリアージセンター、宿泊施設運営本部（医療班）を統合し、一体的に調整

13

第6波に向けた医療提供体制の強化 ②

メディカルチェックセンター

➤ 東部地区のバックアップ体制を強化

| | |
|----|-------------------------------|
| 東部 | 県立中央病院、鳥取赤十字病院、 鳥取市立病院 |
| 中部 | 県立厚生病院 |
| 西部 | 鳥取大学医学部附属病院、博愛病院、米子医療センター |

治療薬投与、医療用医薬品処方

➤ 経口薬の実用化に備え、医療機関・薬局と連携し、配備体制を整備

➤ 中和抗体薬を全入院協力医療機関に配備、主治医の判断で対象者に速やかに投与

➤ 「鳥取方式あんしん投薬システム」により、宿泊・在宅療養者の医療的ケアをレベルアップ

検査体制

➤ 早期、幅広かつ高精度の検査体制を確保

・衛生環境研究所の検査能力を増強（1日最大280件⇒370件）

・診療・検査医療機関（発熱外来）での早期検査を推進

・簡易キットで陽性判定が出ても必要な場合はPCR検査（行政検査）を実施し、擬陽性を排除

14

第6波に向けた医療提供体制の強化 ③

小児対策

- 小児向けの検査体制を強化
 - ・小児専用検査キットの配備と小児科医による検体採取により迅速に検査を実施
- 小児の在宅療養における医療体制を強化
 - ・タブレット端末を活用し、かかりつけ小児科医が顔をみながらオンライン診療（症状増悪を見逃さない）

後遺症への対応

- 保健所での相談対応に加え、かかりつけ医、入院医療機関、専門医療機関の連携による医療体制を構築済
- 後遺症診療に関する医療機関向けの研修を実施

感染者の家族支援

- 保護者が入院した際の児童の預かり体制等を強化
 - ・県が保育士、助産師を雇用し、見守りが必要となった子どもの預かりを支援
 - ・県がサービス提供事業者に委託し、介護が必要な高齢者や障がい者の必要なサービスや支援を提供

15

鳥取県独自の追加3回目接種体制の構築

令和3年12月・令和4年1月に2回目完了から8か月経過する方

対象者 26,178人（うち医療従事者等 16,106人、その他高齢者等 10,072人）

ワクチン 36,270回を市町村に配分（国配分26,910回、県プール分9,360回）
→病院・診療所について県が接種方法、ワクチン希望量等を調査し市町村に仲介

病院 すべての病院が自院で接種 … それぞれの接種計画に基づき順次実施

12月の
予定

| 開始日 | 1日 | 10日 | 13日 | 14日 | 15日 | 16日 | 17日 | 20日 | 23日 | 24日 | 計 |
|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 病院数 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 17 |



市町村の
接種負担を
大幅に軽減

医科診療所 全417施設のうち約300施設が自院での接種希望
⇒市町村との調整により順次実施

その他医療従事者 市町村の設置する集団接種会場、個別接種で接種

高齢者等 市町村の設置する集団接種会場、個別接種で1月以降順次接種

令和4年2月、3月に2回目完了から8か月を経過する方

対象者 167,435人（高齢者中心）

ワクチン（国の内示） 171,450回を12月から配分（ファイザー社製：93,600回分、モデルナ社製：77,850回分）
※初回接種（1、2回目接種）のワクチンと異なるmRNAワクチン接種も可



対応 ○市町村の負担軽減のために県営接種会場の設置を検討
○各市町村におけるファイザー社、モデルナ社2種類のワクチンの取扱いなどについて、
11月29日の新型コロナワクチン接種体制協議会で協議

16

第6波に向けた保健所業務応援体制の整備等

✓ 平時からの保健所応援体制整備

第5波で保健所業務を経験した中堅職員等約20名を保健所業務応援職員に任命し、平時より感染状況を注視するとともに、定期的に保健所業務に従事し、緊急時に即応できる体制を整備済

✓ 本庁保健師の人員拡充

新型コロナ第6波や今後の災害クラスの感染症発生時に備え、有事には直ちに保健所へバックアップに駆けつけられるよう本庁保健師の前倒し採用のための追加募集を実施中(+2名)

✓ 応援派遣者への研修

応援派遣の市町村保健師やOB保健師に研修を受講していただき保健所業務にスムーズに対応（講師：鳥取大学医学部 景山教授等、今年度中に4回実施予定(2回実施済)）

※市町村の協力により派遣いただいている保健師には、第5波中から積極的疫学調査の一部を担っていただいており、今後も継続する。

〔毎日総勢50名の職員応援体制及びクラスター対策特命チームの支援体制の継続により、再び感染が急拡大した場合にも保健所応援の即時対応が可能な体制を継続中〕

17

新たな基本的対処方針を受けた認証店に係る対応

✓ 飲食店など施設の認証取得をさらに推進

- ・認証店数 2,745店（うち飲食店2,194店）【11/22現在】
- ・感染予防対策推進補助金により認証取得を支援
【補助率等】補助率1/2・上限20万円
【補助対象】パーテイション、換気扇、CO2モニター他

✓ 認証店の定期巡回点検（11/22～）

- ・飲食店・宿泊施設（飲食部門）を対象に認証取得後3ヶ月ごとに感染防止対策を点検（点検は民間事業者に委託）
- ・マスク着用、手指消毒、ディスタンス、換気の徹底、利用客の連絡先の把握を重点的に点検
- ・不適切事項が確認された場合は、改善を指導し、改善結果の報告を求める

✓ 認証店に対する感染対策の呼び掛け

- ・年末年始を控え、改めて感染防止対策の徹底について全認証店に文書により周知

18